

この資料は、パンフレット『道路整備計画のあらまし』の
補足資料であり、一部重複する内容も含まれております。

東京都市計画道路

補助第133号線 (練馬区向山四丁目～同区春日町三丁目)

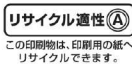
説明資料 【測量作業について】

お問合せ先（測量に関する内容）

東京都第四建設事務所 工事第一課

☎ 03-5978-1732(測量担当)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚二丁目36番2号



石炭系塗料を含まないインキを使用
しています

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

測量作業者

○測量作業者

- ・東京都が委託した測量会社（株式会社 大洋画地）が測量します。
- ・測量作業員は腕章を着用し、身分証明書を携帯します。
- ・宅地内に立ち入る際は、事前にお声をかけさせていただきます。

腕章



身分証明書

四建工一身第 号	
身分証明書	
氏名	
昭和 年 月 日生	
勤務先	
住所	
上記の者は東京都施行の下記委託 に従事する者であることを証明する。	
記	
1. 件名	
2. 委託場所	
3. 委託期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日	
東京都第四建設事務所長	

測量範囲

下図の青色塗り及び橙色塗りで示す範囲について『現況測量』を行います。
さらに、青色塗りの計画線に係る土地について『用地測量』を行います。



※ 橙色塗りは、計画線の外側およそ30m、起終点端部からおよそ50mの範囲を表示しています。
測量範囲の目安であり、色塗りがある箇所でも測量しない場合や色塗りが無い箇所を測量する場合があります。

測量作業の流れ・概要

現況測量

【現況平面図作成】

計画道路周辺の地形図を作成する作業です。
宅地内の建物・塀などの位置も確認します。



宅地内立入あり

【現地調査】

境界立会に先立ち、土地境界に関する資料などを調査し、
現地の状況を把握します。

【境界立会】

対象土地及び隣接の土地所有者の皆様[※]に立会いただき、
土地境界を確認していただきます。

立会のお願いあり

※立会の前後の作業に際しても
宅地内に立入ることがあります。

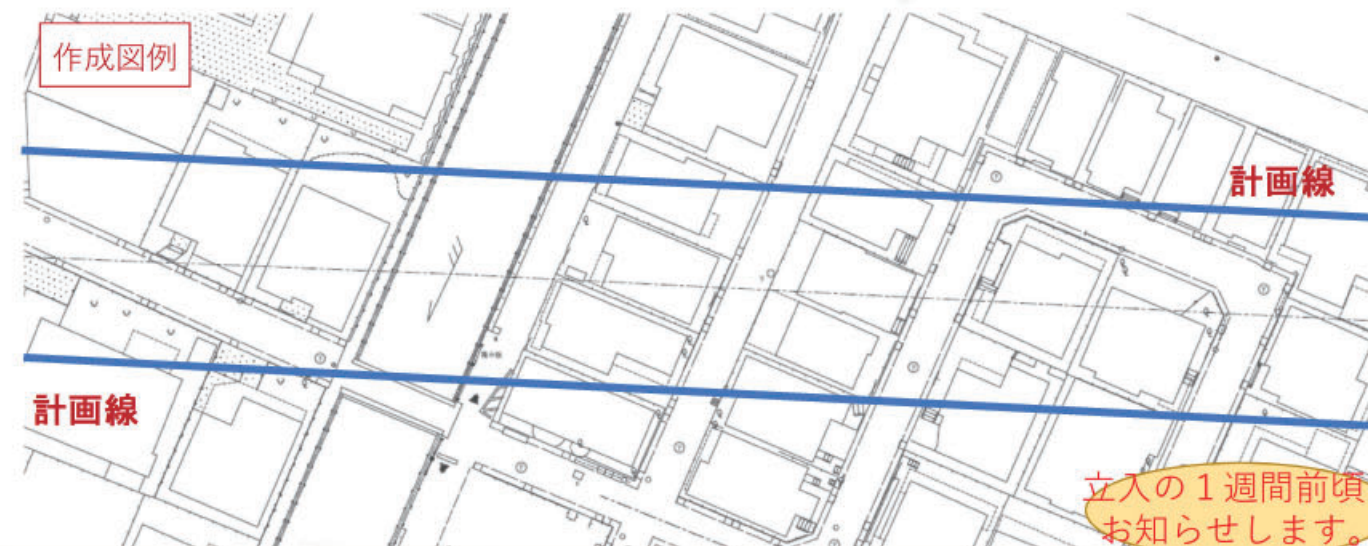
【境界測量】

立会で確認いただいた境界の位置を測量し、土地面積を算出します。

用地測量

現況測量

- ・ 計画道路の予定区域と周辺の建物、塀、樹木及び道路等の位置や形状を調査します。
- ・ 調査結果により、現況平面図を作成します。
- ・ 現況平面図に計画線を書き入れ、計画道路の位置を明らかにします。



立入の1週間前頃
お知らせします。

令和4年2月より路上での測量作業に着手し、
令和4年3月～5月頃にかけて宅地内での測量を含む作業に入る予定です。

用地測量① (用地測量の内容)

道路用地として取得の対象となる土地について、隣接する土地との境界などを調査・確認した後に、道路に必要な土地の正確な面積を求める作業を行います。

具体的には・・・

⇒土地の境界を確認します。

⇒土地の測量を実施し、道路に必要な用地面積を算出します。

⇒用地取得時に必要となる資料（法務局提出の図面等）を作成します。



その際、用地取得対象地及び隣接する土地の所有者の皆様
『境界立会（土地境界確認）』をお願いすることになります。

立会依頼状を
郵送します。

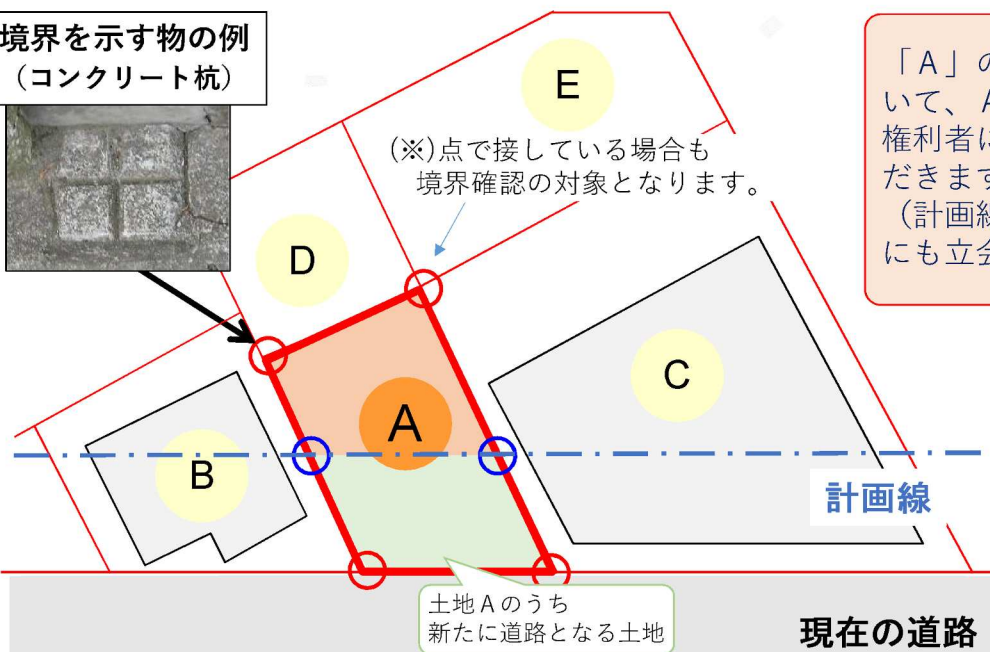
立会日の10日前頃までに、立会依頼のご連絡をいたします。

用地測量② (境界立会)

『境界立会（土地境界確認）』

- ・法務局（登記所）保管の資料などを参考に、現地で関係権利者の立会のうえ、隣接している土地との境界、接している道路との境界を確認します。
- ・境界の確認が済むことで、「A」の土地面積が決まります。
- ・確認作業が終わりましたら「立会証明書」に署名、捺印をいただきます。

境界を示す物の例
(コンクリート杭)



「A」の土地の境界点（赤○印）について、A、B、C、D、Eそれぞれの権利者に、関係する点を確認していただきます。
(計画線にかかっていないDやEの方にも立会にご協力頂きます。)

境界確認の後に、土地境界線と計画線が交わる箇所（青○印）に、境界標として鋳やプラスチック杭等を設置します。

土地Aのうち
新たに道路となる土地

現在の道路